

令和 7 年（2025年） 7 月22日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長 様

長野県 都市・まちづくり課長

長野県景観育成計画改定のパブリックコメントの実施について（通知）

日頃より長野県の景観行政にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県では信州らしい景観の育成・保全のため長野県景観育成ビジョンの策定及び長野県景観計画の改定を進めてまいりました。

この度、下記のとおり検討案についてパブリックコメントを実施しますので、その旨貴団体の関係者様への周知等につきましてご配意願います。

記

1 パブリックコメントの実施期間

令和 7 年 7 月 22 日（火） から 8 月 22 日（金） まで

2 閲覧方法

長野県ホームページより閲覧することが可能です。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20250722public-comment.html>

担 当	長野県建設部都市・まちづくり課景観係
	（課長）増澤
	（係長）小林 （担当）花岡
電 話	0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 4 8
F A X	0 2 6 - 2 5 2 - 7 3 1 5
E-mail	keikan@pref.nagano.lg.jp

「長野県景観育成計画」の改定に対する 県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、市町村の景観行政団体（※）への移行が進んでおり、県と市町村が連携した取組の必要性が高まっていることから、「長野県景観育成計画」の見直しを行います。見直しでは、市町村界をまたぐ広域的な視点から、地域ごとに景観育成の方針を示す「長野県景観育成ビジョン」を策定し、併せて景観法に基づく「長野県景観計画」の改定を進めています。

この見直し案について、広く県民の皆様からご意見を募集します。

（※）景観法に基づく権限を有し、景観施策を主体的に実施することができる行政団体

- 1 募集期間
令和7年 7月 22日（火） から令和7年 8月 22日（金）まで
- 2 見直しの経緯と見直し案の閲覧方法
・ 下記のURLからご覧いただけます。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20250722public-comment.html>
・ 都市・まちづくり課でもご覧いただけます。
- 3 ご意見の提出方法
上記ホームページに掲載している意見様式または任意様式により、次のいずれかの方法でご提出ください。
※ご意見の内容を正確に把握するため、電話及び口頭では受け付けておりませんのでご了承下さい。
 - (1) 郵送
〒380-8570（県庁専用郵便番号のため住所記載不要です）
長野県建設部都市・まちづくり課 景観係 あて
 - (2) ファクシミリ
026-252-7315
 - (3) 電子メール
keikan@pref.nagano.lg.jp
※件名に「長野県景観育成計画の改定に対する意見」と記載してください。
- 4 ご意見の取り扱い
・ お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いませんが、後日、ご意見の概要と県の考え方を県のホームページで公表する予定です。
・ 提出様式にご記入いただく個人情報は、当該目的以外には一切使用いたしません。

○長野県景観育成計画について

良好な景観の育成を図るため、その区域、良好な景観の育成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

建設部 都市・まちづくり課 景観係

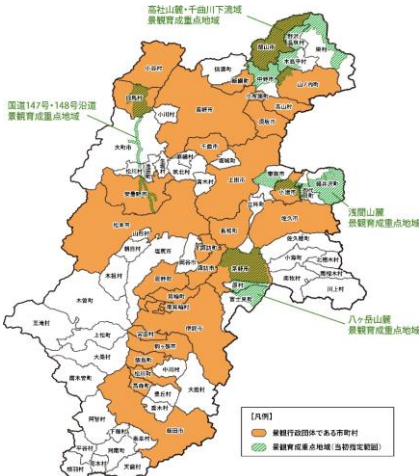
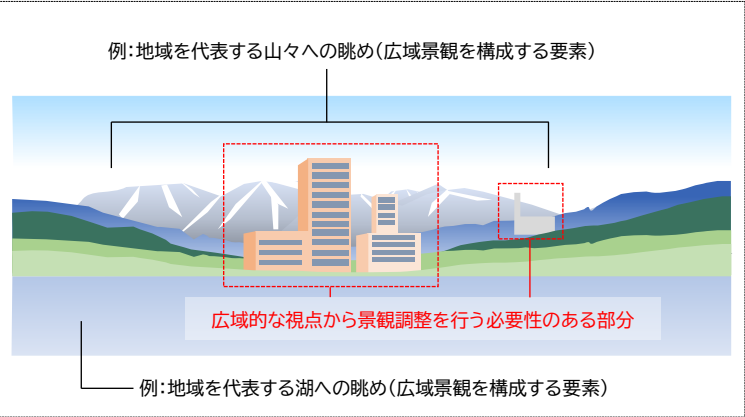
担 当：小林、花岡

電 話 026-235-7348（直通）

F A X 026-252-7315

E-mail keikan@pref.nagano.lg.jp

1 長野県景観育成計画の見直しに至った経緯

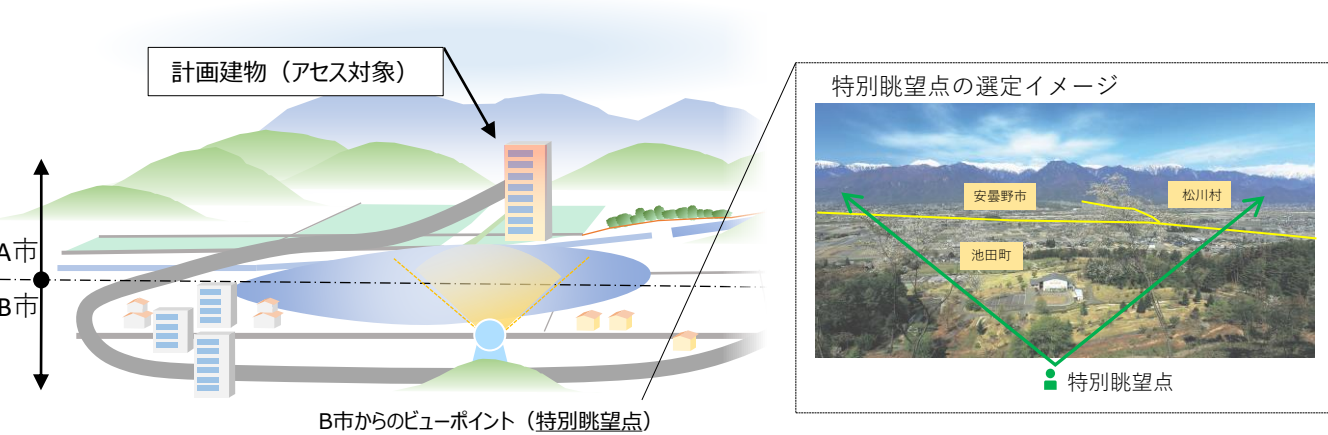


複数市町村で広域的な景観育成を行う必要のあるイメージ例

- ・景観行政団体※への移行が進行（県内29市町村が景観行政団体へ移行）
 ※景観行政団体：景観法に基づく権限を有し、法に基づく施策を主体的に実施することができる行政団体
- 景観行政団体の連携した景観育成の視点が弱く、広域的な景観育成が課題
- ・少子高齢化の進行やインバウンド需要の高まりによる社会状況の大きな変化
- 多様な主体と連携し景観を磨き上げ、エリアの価値を高める必要がある

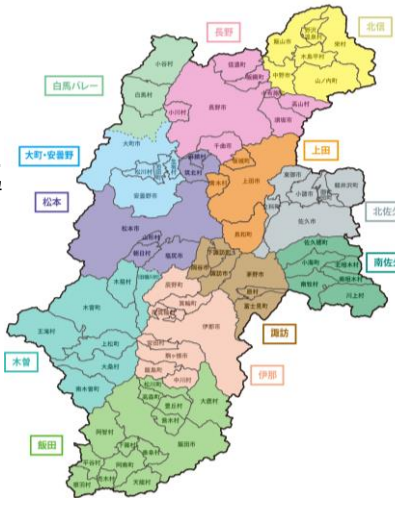
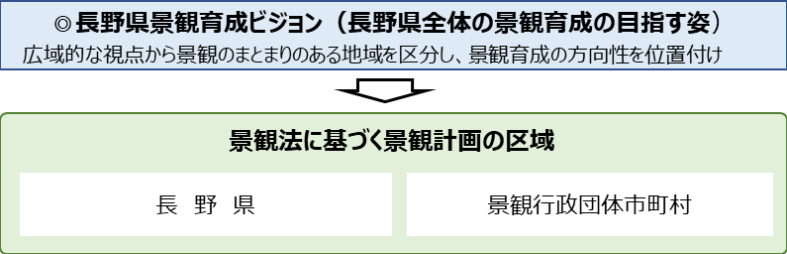
3 長野県景観育成ビジョンに基づいた市町村と県の協働による景観育成の取組

- ① 良好な眺望景観を保全するために広域景観アセスメント制度を創設
 ⇒広域景観エリア協議会において、**特別眺望点（広域景観を有するビューポイント）**を指定
 ⇒特別眺望点の眺望範囲内で行われる行為に対し景観への影響度合いを可視化



2 長野県景観育成ビジョンの策定

- ・市町村と県が景観育成の方向性を共有し連携
 - ・**広域景観エリア※**の設定により地域の個性を反映し景観育成
- ※広域景観エリア：県内を広域景観特性により12区域に分類



広域景観エリアごとに全市町村と意見交換会を実施



第1回意見交換会
（木曽・松本）
R6.7.26～8.9



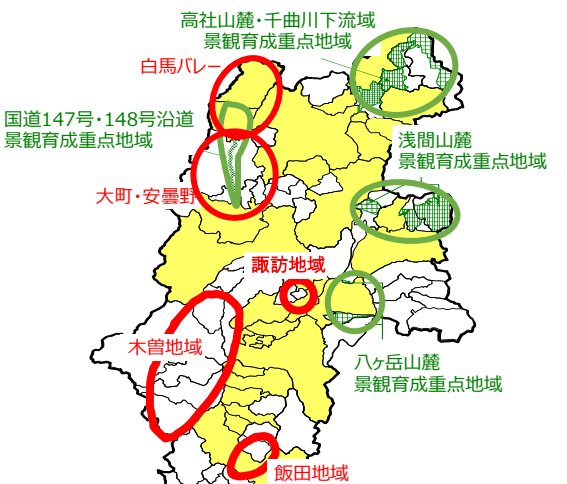
第2回意見交換会
（諏訪）
R7.1.20～2.7

- ・地域で大切にしたい景観を市町村と県で共有しビジョン策定に反映
- ・ビジョン策定後にエリアごとの協議会の設立を目指し、景観育成の取組を意見交換

- ② 重点的に広域景観の育成に取り組む重点地域※の指定
 ※重点地域：優れた景観特性を有しており、県の「景観の顔」となるエリア。届出基準を一般地域よりもきめ細かく規定
 ⇒**重点地域**では地域の特性を伸長するため、積極的な景観誘導施策を展開

意見交換会を踏まえた取組イメージ

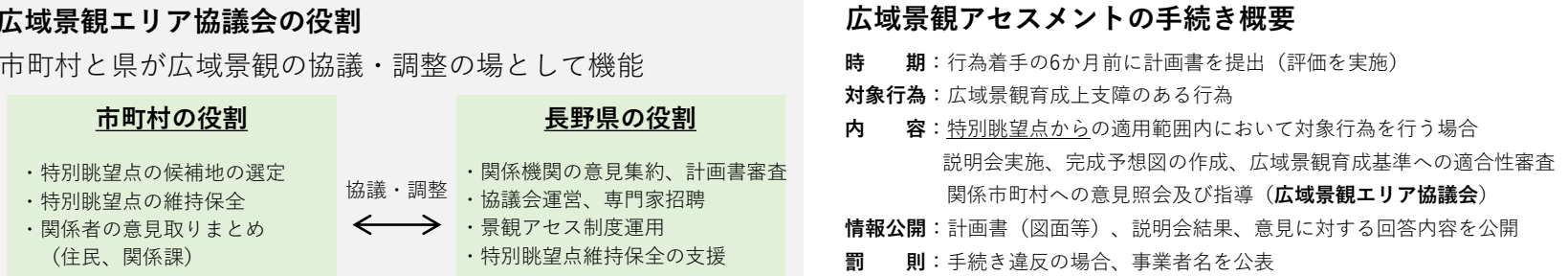
- ・安曇野の屋敷林の持続可能な支援制度の創設
- ・諏訪湖周辺のサイン整備に向けた検討支援
- ・まちなみ修景に向けた無電柱化の支援制度創設
- ・リニア新駅につながる統一サインの検討支援



既存重点地域(4地域)は平成初期に指定、その後見直し・追加無

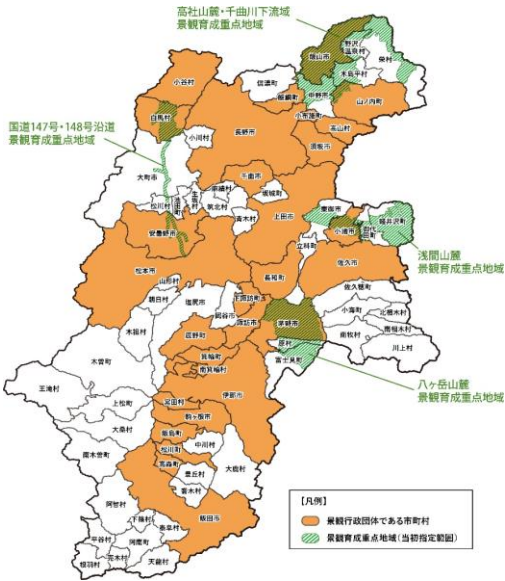
4 広域景観エリア協議会を活用した広域景観調整による広域景観アセスメント制度

広域景観エリア毎に広域景観エリア協議会を設置
→広域景観アセスメント制度の運用や特別眺望点の指定検討を行い市町村と県が連携し景観行政を運用



第1章 背景と目的

1-1 ビジョン策定の背景と視点(現状とビジョン策定の動機)



〈現 状〉

景観法施行による市町村の景観行政団体移行

- ・ 77市町村うち29市町村が景観行政団体へ移行、地域の個性を尊重した景観を育成

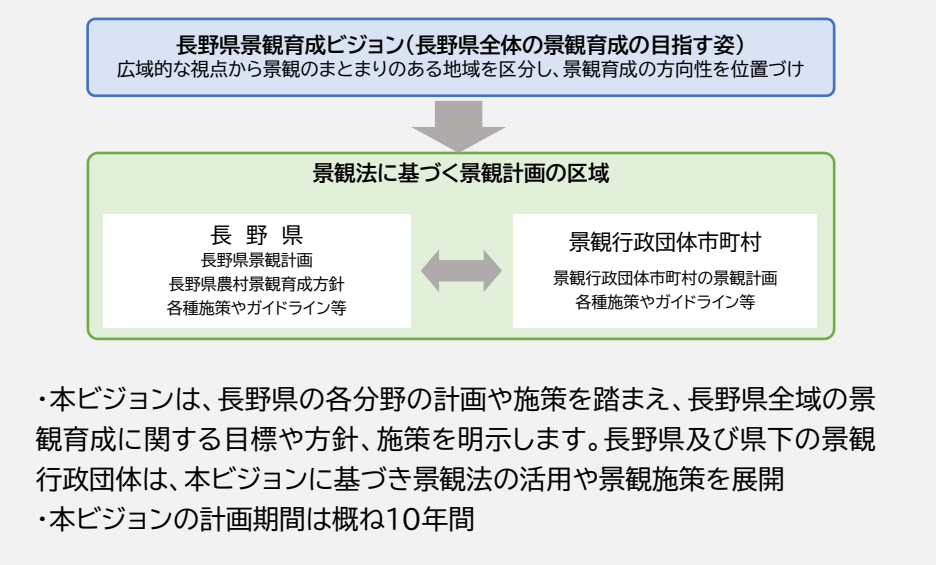
県による景観育成の取組状況

- ・ 平成4年に県独自の景観条例を制定し景観行政がスタート
- ・ 市町村をまたぐ広域的な景観育成重点地域を指定(4地域)し広域景観を育成
- ・ 住民主体による景観育成を図るため景観育成住民協定の認定(176か所)
- ・ 「信州ふるさとの見える(丘)」をはじめ、景観への普及・啓発を促進

〈ビジョン策定の動機〉

- ・ 人口減少社会を迎え、**地域の魅力を高めエリア全体の価値を高めていくことが必要**
 - ・ 景観行政団体による独自取組が推進、一方、**行政界をまたぐ広域的な景観育成の視点が必要**
- ⇒ **地域ごとの景観育成の基本方針を明確にし、あらゆる主体と景観育成の理念を共有しながら取組を進めるため、景観育成の方針を示した「長野県景観育成ビジョン」を策定**

1-3 ビジョンの位置づけと計画期間

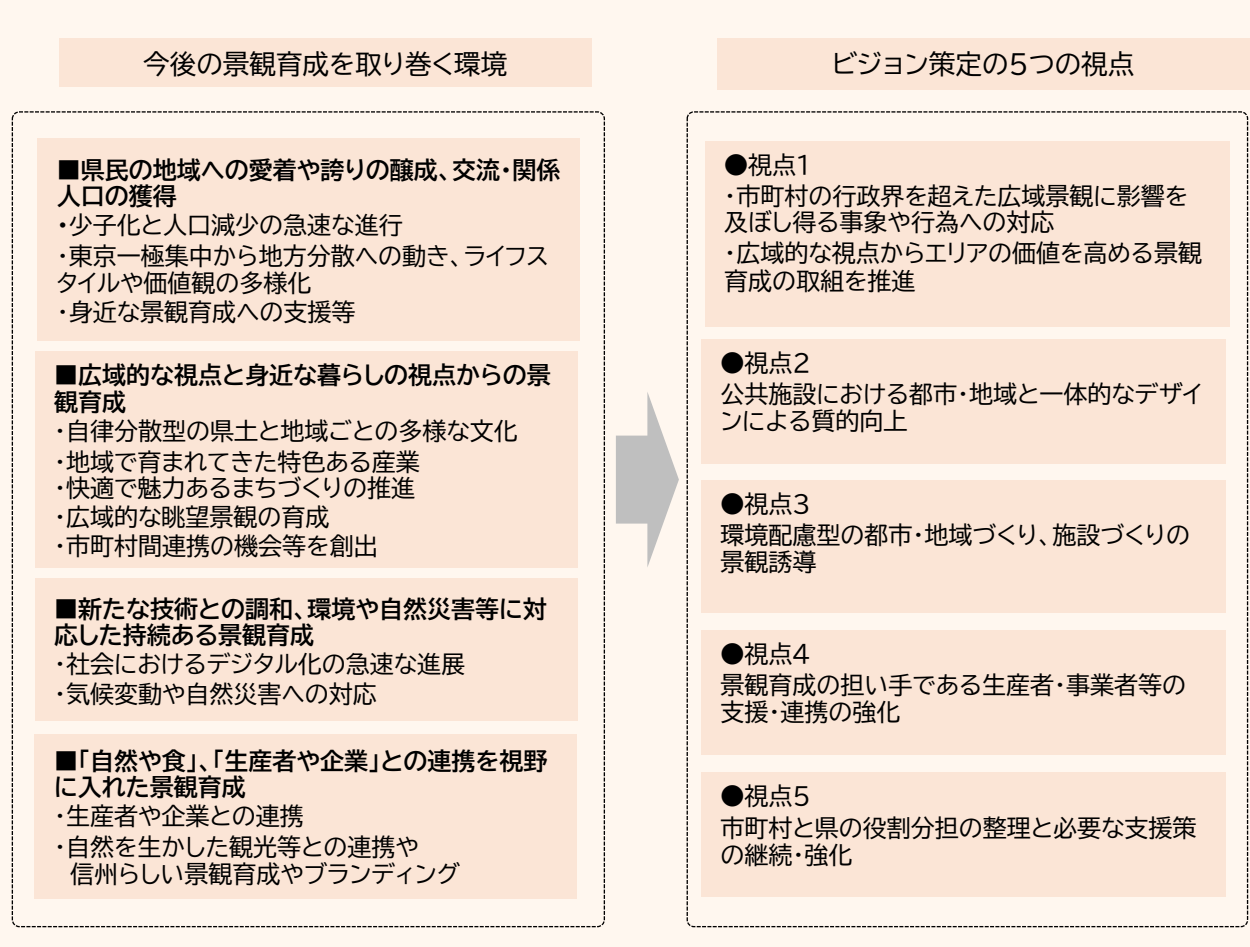


第2章 長野県の景観特性とビジョン策定の視点

2-1 長野県の景観特性と景観育成を取り巻く環境

2-2 ビジョン策定の5つの視点(課題と視点)

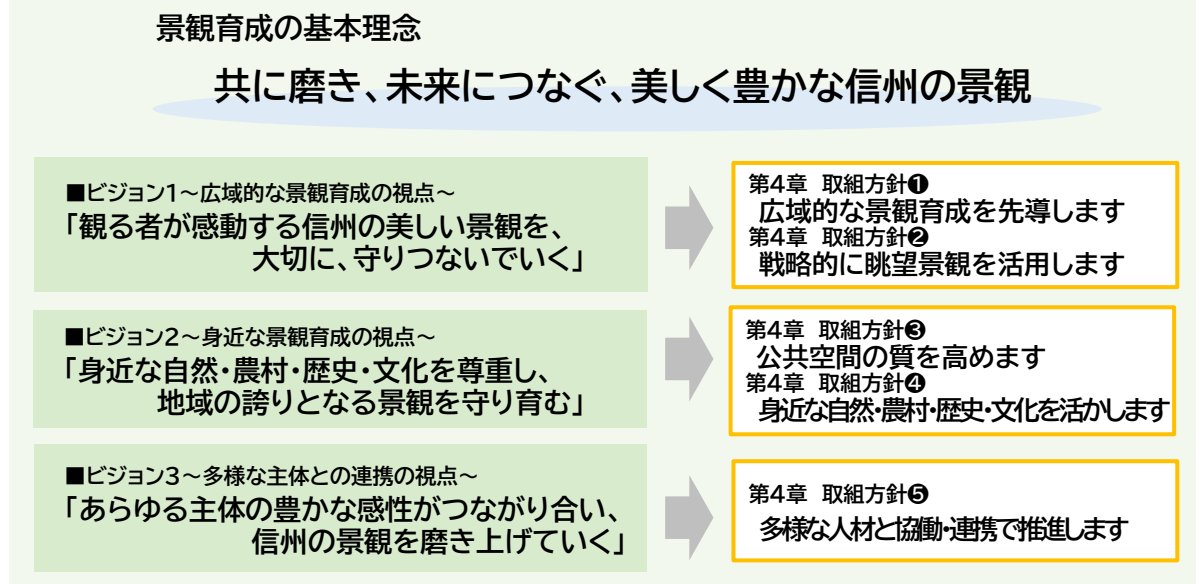
景観にまつわる現状や特性を踏まえ課題を整理、ビジョン策定の視点を明示し景観育成の基本理念を検討



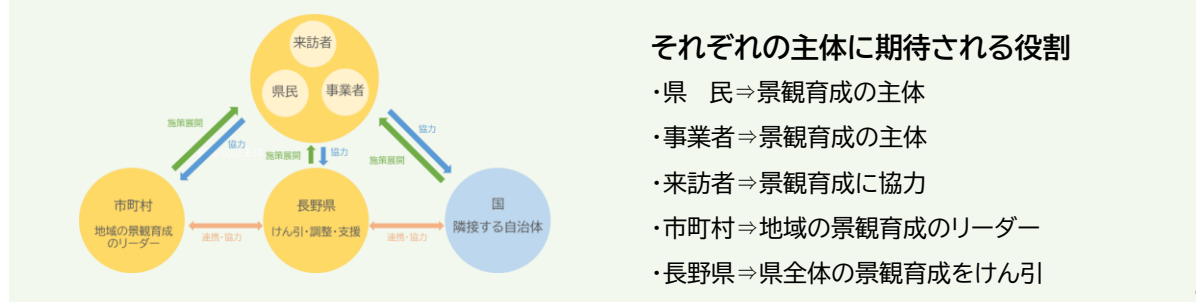
第3章 景観育成の基本理念

3-1 景観育成の基本理念、3-2 景観育成の3つのビジョン

多様な主体が連携・協働し、未来に向けて景観をつなぐ精神を踏まえ基本理念を設定。ビジョン策定の5つの視点を踏まえ、将来に向けた景観育成のビジョンを定めると共に景観育成の取組につなげる



3-3 パートナリシップによる景観育成



第4章 景観育成の5つの取組

それぞれの主体に期待される役割も示しながら次の5つの取組方針を定め、取組方針を実現するための取組方策を明示

取組方針① →主体:長野県

広域的な景観育成を先導します

- ・広域景観エリアを区分し、景観育成の方向性を明示
- ・重点的に景観育成に取り組むエリアを設定し市町村と連携

取組方針② →主体:市町村・長野県

戦略的に眺望景観を活用します

- ・眺望点(ビューポイント)の指定や保全
- ・広域景観保全の仕組みを導入(広域景観アセスメント制度)

取組方針③ →主体:長野県

公共空間の質を高めます

- ・地域の景観特性を尊重した公共デザイン誘導
- ・地域のアイデンティティを尊重した景観保全の推進

取組方針④ →主体:県民・事業者・市町村・長野県

身近な自然・農村・歴史・文化を活かします

- ・長野県農村景観育成方針の展開
- ・農山村風景や自然風景、歴史・文化

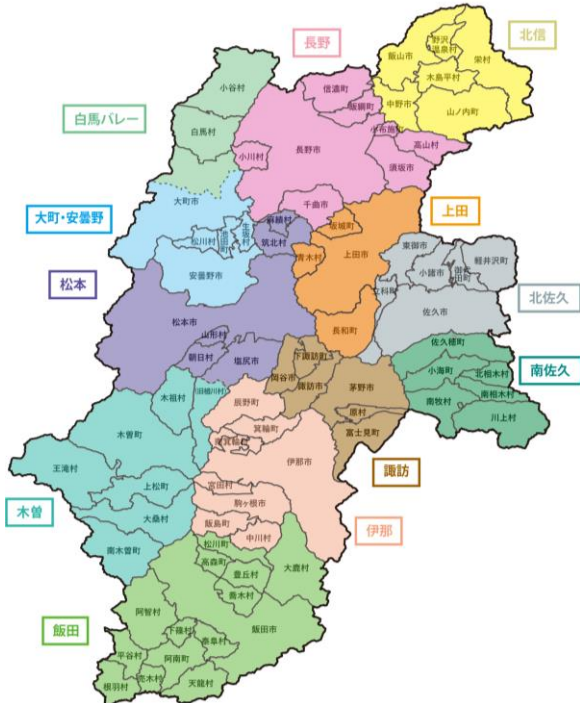
取組方針⑤ →主体:県民・事業者・市町村・国・長野県

多様な人材と協働・連携で推進します

- ・勉強会や交流の機会を通じて、景観育成の取組強化
- ・専門家の派遣や景観育成住民協定等、景観育成を支援

取組方針①-②

広域景観エリアの設定、広域景観エリア協議会による取組の推進

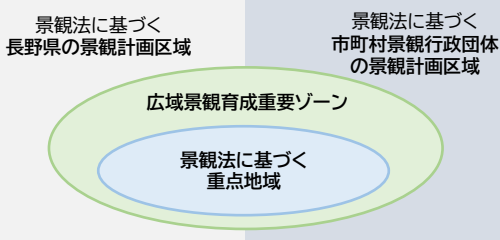


取組方針①-③

重点的に広域景観の育成に取り組む地域の設定

良好な広域景観の育成を重点的に進めるため「広域景観育成重要ゾーン」の設定検討を進めます。

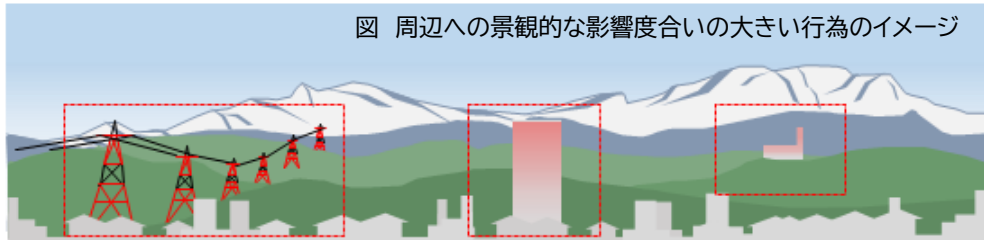
広域景観育成重要ゾーンでは広域景観を育成する取組を推進します。



取組方針②-④

広域景観アセスメント制度の創設・運用

広域景観を有するビューポイントから特別眺望点を指定し、眺望範囲内で行われる行為に対し景観への影響度合いをシミュレーション等で可視化。周辺住民や市町村との広域景観の調整を機能させます。



第5章 広域景観エリアの景観育成方針

広域景観エリア毎に景観特性を踏まえた景観育成方針を明示(エリアシート)

エリアシートの作成項目

●広域景観エリアの景観特性 ……地形的な特徴と眺望/道路・交通/河川・水辺/歴史・文化/産業

大切にしたい特徴

……広域景観を考えるうえでの検討指標として、守るべき広域景観特性を明確化し取組検討

主な視対象(広域的な景観要素)

……エリア内における広域的な眺望要素を整理し、広域景観アセスメント制度等に反映

広域景観エリアの景観育成方針

1 基本目標

- ・広域景観エリアの景観特性を踏まえた基本目標を設定

2-1広域景観の育成を先導する取組

①活かしたい眺望景観

②景観のまとまりにおける広域景観育成の推進

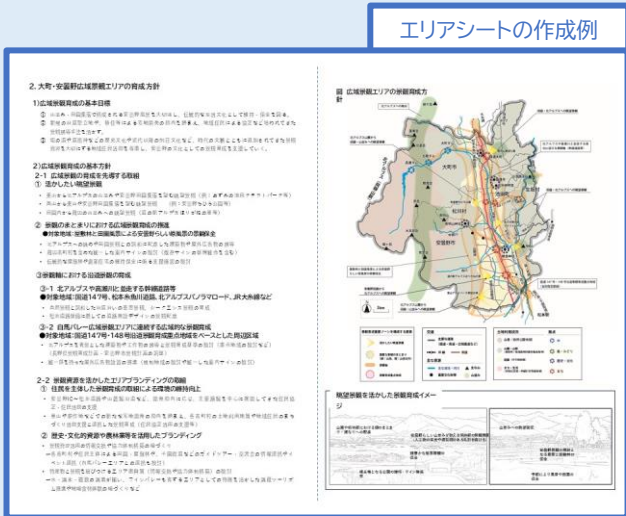
③景観軸における広域景観育成の推進

- ・地域の顔となる景観を形成している景観のまとまりや景観軸を示す
- ・重点的な景観育成を取組むエリアとして広域景観育成重要ゾーンを示す

2-2景観資源を活かしたエリアブランディングの取組

- ・住民を主体とした景観育成の取組による環境の維持向上
- ・歴史・文化的資源や農林業等を活用したブランディング

エリアシートの作成例



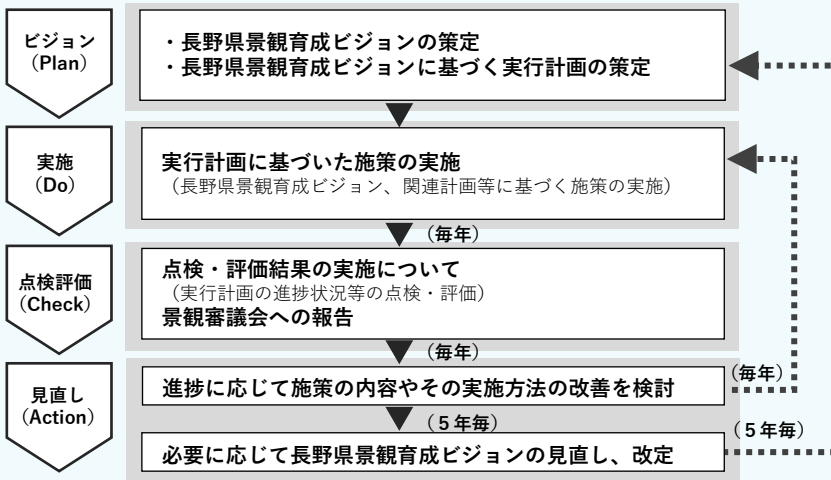
第6章 長野県景観育成ビジョンの推進体制

推進体制

長野県景観育成ビジョンの推進にあたっては、関係機関との横断的な体制を整え計画的に進捗管理を行います。

進捗管理の方法

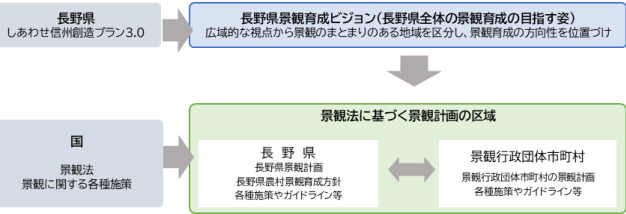
PDCAサイクルの考え方に基づき毎年の進捗管理のほか、5年を目途に必要なに応じて長野県景観育成ビジョンの見直し、改訂を実施



序章 はじめに

本計画は、長野県の各分野の計画や施策を踏まえ、長野県全域の景観育成に関する目標や方針、施策が明示された長野県景観育成ビジョンの実現、及び、景観法第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定める。

景観計画の位置づけ



第1章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

長野県景観計画の区域は、景観行政団体である市町村を除く長野県の区域とする。
区域には一般地域と景観育成重点地域の2種類を定める

景観育成重点地域

景観計画の区域のうち、信州の景観の骨格や顔となるような地域において、特に重点的に景観の育成を図る地域。



第2章 景観育成の基本理念と良好な景観の育成に関する方針

景観育成の基本理念

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

良好な景観の育成に関する方針

区分	景観育成方針(抜粋)
都市地域	・歴史的・文化的資源や地域の自然環境を活かし、地域に根ざした個性ある都市の景観を育成します。 ・まち並みとしての調和に配慮し、建築物の形態、色彩などの連続性を確保します。
沿道地域	・沿道の広告物・建築物等の調和に配慮し、道路や鉄道からの眺望を確保します。
田園地域	・四季折々の変化を見せる山並みへの眺望の確保を図ります。
山地・高原地域	・都市、沿道、田園等から眺望に配慮し、美しいスカイラインを確保します。



第3章 良好な景観育成のための行為の制限

一定規模以上の建築物の建築等の行為を対象に景観形成基準を定め、景観法に基づく届出制度を活用した景観育成を行う

一般地域における届出対象行為と規模(抜粋)

行為の種類	届出対象規模
(1)建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
(2)建築物の外観の変更	変更に係る面積が400㎡超
(3)プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
(4)電気供給施設等の建設等	高さ20m超又は築造面積1,000㎡超
(5)太陽光発電施設の建設等	太陽電池モジュールの合計面積1,000㎡超

景観形成基準(抜粋)

行為の種類	一般地域
共通事項	信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。 ア 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努めること。 イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないよう努めること。 ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
地区別事項 (田園地域)	配置：道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 規模：周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。こと。 形態意匠：周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 材料：周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 色彩：けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 敷地の緑化：敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。

第4章 景観法、長野県景観条例に定める事項

1. 景観重要建造物の指定の方針
- ・ 周辺地域的情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観の育成に資するもの
2. 景観重要樹木の指定の方針
- ・ 周辺地域的情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するもの
3. 景観資産の指定及び活用に関する事項
- ・ 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の育成に資するもの、かつ、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの
4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
- ・ 屋外広告物は、良好な景観の育成に関する方針との調和が保たれるもの
5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項
- ・ 自然の造形を背景として、地域の気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する観点から策定する
6. 広域景観アセスメント制度の実施に関する方針
- ・ 市町村界に捉われない広域的な景観誘導を図る広域景観アセスメント制度の運用方針を規定
7. 広域景観エリア協議会による景観誘導
- ・ 景観特性により区分けを行った広域景観エリアにおける景観育成について協議会組織を設置
8. 景観整備機構の指定に関する方針
- ・ 県と役割分担しながら、ともに良好な景観の育成を進めるため、景観の育成に資する業務を行うNPOや公益法人をその法人を長野県景観整備機構として指定する

第5章 公共施設の整備に関する事項

1. 公共施設の整備に関する基本事項

- ① 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出等に努める。
- ② まち並みや、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。
- ③ 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
- ④ 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努める。

2. 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

- ・ 広域景観エリアの骨格的な道路、河川を景観重要公共施設として指定し、良好な景観育成を進める。
- ・ 景観重要公共施設は、対象地域の景観特性やまちづくりに資するデザインとなるよう、公共空間の高質化を進める。